

平成 28 年 3 月 16 日

自由民主党 政務調査会  
障害者等マーク普及プロジェクトチーム  
座長 古川 康 様

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会  
理事長 有馬 正高

## 障害者に関するマークの普及・使用状況および解消すべき課題

### 1 使用・普及の状況

障害者のための国際シンボルマーク（車いすのマーク）（以下「車いすのマーク」という。）は、シンプルで分かりやすく、多くの人たちに理解され、普及が進んでいるものと思います。

このマークは、本来、障害をもつ人たちが利用できる建築物や施設等を意味しているものですが、一方で、車いす使用者個人を表していると思われるところがあります。

重症心身障害児者の移動には、多くの人が自家用車を使っていますが、この場合、同乗の車に、車いすのマークを貼って使用していますが、これに併せて、「駐車禁止除外指定車 歩行困難者使用中」の標識とともに利用する場合もあります。

地方自治体によっては、独自の「駐車場利用証」の発行（島根県等）や、東京都では「ヘルプマーク」の交付により、交通機関での障害者のための座席確保に利用されています。

車いすのマークは、目につく場所に表示されていることもあって、一般の人に認識されていますが、このマーク以外の障害者に関するマークは、目につくことが少ないこともあって、一般的には知られていないと思います。

車いすのマークは、車椅子障害者も対象とされているのですが、ときには、車いすのマークにより経路をたどって行くと、途中で段差があつて実際には利用できない場合があります。

車いすのマークは、すべての障害者が安心して利用できる施設等（バリアフリー対応）であることを目的としていることを踏まえて、関係施設が整備される必要があります。

## 2 解消すべき課題

(障害者に関するマークの理解推進)

障害者に関するマークは、障害者の日常活動を支援するため、障害者への配慮を促すものであり、それぞれのマークの持つ意味は、障害の特性に配慮して策定されたものと思います。しかし、そのマークの意味が当該障害者(利用者)以外には、あまり知られていないのが実態であると思われます。

同じ障害者に関するマークといっても、行政機関が定めたものには、道路交通法上の【聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)】、【身体障害者標識(身体障害者マーク=クローバーマーク)】や、厚生労働省が策定した【ほじょ犬マーク】がありますが、「クローバーマーク」は、「車いすのマーク」との違いが、一般的に理解されていません。

また、障害者団体が策定した【盲人のための国際シンボルマーク】や、【耳マーク】などのほか、公開されているいくつかのマークがありますが、障害者の日常生活に当たり、障害特性に配慮を行うことを目的として策定されたものと思います。

こうしたマークは、関係団体のご苦労され、最良の表現標識と判断され策定された標識マークであると思いますが、一枚のマークで対象障害を一般の人に分かりやすく表現することは極めて難しい問題であります。

いずれにしても、内容が理解されることが目的であることから、標識の意味とその目的が、社会的に理解が深まるように、広報活動を積極的に行っていただくことが重要なことと思います。

こうした障害者に関するマークが、今後も策定されることがあると思いますので、それらのマークが効果的に活用されるためには、単独では理解されない場合がありますので、国際障害者シンボルマーク(車いすのマーク)が、障害者マークとして国際的に普及、定着していることを踏まえ、併用をルール化することも検討いただきたいと思います。

本年4月に、障害者差別解消法が施行されることによって、障害者への理解が一層深まるとともに、合理的配慮の実施により、障害者に関するマークへの認識が高まることが期待されます。

なお、今後、建築物や施設等が整備されるに当たり、全ての障害者が安心して利用できるように、ユニバーサルデザイン化が早急に採り入れられることが必要であると思います。

(なりすましの防止)

一方では、車いすのマークが商業的に購入することができるため、一般車

が悪用する「なりすまし」が行われています。

これはモラルの問題ですが、防止するには、障害者への理解を深めるキャンペーンの他、マーク購入時に障害者手帳を提示するなど規制も検討する必要があります。

(マークの普及広報活動)

国際シンボルマークは、1969年に国際リハビリテーション協会総会で採択され凡そ50年の歴史によって普及し、見慣れたものとはなっていますが、すべての障害者が利用できる施設等であることの意味が、現在でも真に理解されていないという状況にあります。したがって、その他の障害者に関するマークも、認識を深めるには、関係団体の努力とともに国や地方自治体の広報支援が必要であると思います。

障害者差別解消法が施行される機会に、国・地方の行政機関が連携して、社会一般に障害者に関するマークへの認識が深まるように、効果的な広報手段を継続的に講じていただくことをお願いします。

なお、将来的には学校教育（社会科）などでのとり入れが期待されます。

### 3 重症心身障害児者に対する配慮の要望

重症心身障害の人は、車椅子使用であるとともに、胃ろうや、腸ろうなどの医療的ケアを必要としている場合がありますが、一見して分かりません。

医療ケアが必要である者と分かるように、車いすのマークと併用する標識マーク（医療マーク）が策定されることを望んでいます。